

石油製品の流出による海水汚染事故や土壌汚染事故に係わる損害賠償金は、企業経営を脅かすほどの規模になることがあります。
全石連の「賠償責任共済」は、SS・油槽所の施設で発生する損害賠償事故と施設自体の火災事故をあわせて補償します。

※「油濁賠償」と「施設賠償」は、損害保険ジャパン株式会社が引受保険会社となる「油濁賠償責任保険」と「施設所有管理者賠償責任保険」になります。

補償内容

油濁賠償	施設賠償	火災共済
<p>石油物質が保険期間中に施設から公共水域※に不測かつ突発的に流出したことに起因する水の汚染損害に対する法律上の賠償責任、処理費用等を補償します。</p> 	<p>施設・設備の所有、使用、管理または業務を遂行する上で偶然な事故により他人の身体あるいは財物に損害を与えたことに対する法律上の賠償責任を補償します。</p> 	<p>SS・油槽所施設自体の火災事故（火災、落雷、破裂・爆発）による損害を補償します。</p> 

※公共水域とは、海、河川（河川法での一級河川および二級河川）、湖沼（国または都道府県が管理する湖、沼、貯水池）、運河をいいます。

お申込みに際して

- 油濁賠償責任保険、施設所有管理者賠償責任保険については、全国石油業共済協同組合連合会（全石連）を契約者とする団体契約になります。また、加入資格は全石連を構成する石油協同組合、石油商業組合に加盟する組合員にあります。
- 共済期間(保険期間)は毎月15日から1年間となります。
(補償開始日は申込日によって異なります。)
- 掛金(保険料)は、ご指定の口座からの振替によるお支払いとなります。
(振替日は22日、振替日が金融機関休業日の場合は翌営業日となります。)
- 共済期間(保険期間)の満了する日の1か月前までに特にお申し出がないかぎり、ご加入は自動継続されます。

■個人情報の取扱いについて

- 保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
 - 損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。
- なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせ願います。加入者および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

加入タイプ:油濁賠償を補償するプラン

共済期間(保険期間):1年

加入タイプ	補償金額(保険金額)				掛金 (うち保険料)
	油濁賠償	身体(1名)	施設賠償 身体(1事故)	財物(1事故)	
2AS	5,000万円	1,000万円	5,000万円	5,000万円	1,000万円 24,530円 (16,530円)
3AS	1億円	1,000万円	5,000万円	5,000万円	1,000万円 38,500円 (30,500円)
5AS	5,000万円	5,000万円	5,000万円	5,000万円	1,000万円 25,630円 (17,630円)
6AS	1億円	5,000万円	5,000万円	5,000万円	1,000万円 39,600円 (31,600円)
8AS	5,000万円	1億円	1億円	1億円	1,000万円 25,970円 (17,970円)
9AS	1億円	1億円	1億円	1億円	1,000万円 39,940円 (31,940円)
自己負担額	1万円	1万円		1万円	なし

2BS	5,000万円	1,000万円	5,000万円	5,000万円	2,000万円 30,530円 (16,530円)
3BS	1億円	1,000万円	5,000万円	5,000万円	2,000万円 44,500円 (30,500円)
5BS	5,000万円	5,000万円	5,000万円	5,000万円	2,000万円 31,630円 (17,630円)
6BS	1億円	5,000万円	5,000万円	5,000万円	2,000万円 45,600円 (31,600円)
8BS	5,000万円	1億円	1億円	1億円	2,000万円 31,970円 (17,970円)
9BS	1億円	1億円	1億円	1億円	2,000万円 45,940円 (31,940円)
自己負担額	1万円	1万円		1万円	なし

※ 上記掛金は加入施設の総タンク容量300kl以下のものです。300klを超える場合は別途お問い合わせください。

※ カッコ内は保険料部分となります。

※ 記載の保険料は一例です。詳細は別途詳細版パンフレットを参照ください。

加入タイプ:油濁賠償を補償しないプラン

共済期間(保険期間):1年

加入タイプ	補償金額(保険金額)				掛金 (うち保険料)	
	油濁賠償	身体(1名)	施設賠償 身体(1事故)	財物(1事故)		火災共済
1A	対象外	1,000万円	5,000万円	5,000万円	1,000万円	10,560円 (2,560円)
4A	対象外	5,000万円	5,000万円	5,000万円	1,000万円	11,660円 (3,660円)
7A	対象外	1億円	1億円	1億円	1,000万円	12,000円 (4,000円)
自己負担額	—	1万円		1万円	なし	

1B	対象外	1,000万円	5,000万円	5,000万円	2,000万円	16,560円 (2,560円)
4B	対象外	5,000万円	5,000万円	5,000万円	2,000万円	17,660円 (3,660円)
7B	対象外	1億円	1億円	1億円	2,000万円	18,000円 (4,000円)
自己負担額	—	1万円		1万円	なし	

※ 上記掛金は加入施設の総タンク容量300kl以下のものです。300klを超える場合は別途お問い合わせください。

※ カッコ内は保険料部分となります。

※ 記載の保険料は一例です。詳細は別途詳細版パンフレットを参照ください。

事 故 事 例

油濁賠償:

- ロリーから荷卸中に注入口から溢れ出した軽油が、近くの一級河川に流れ込み汚染した。

施設賠償:

- 配達先の屋外タンクに給油中にオーバーフローを起こし、配達先施設を汚した。
- SSに設置した電飾看板が強風で吹き飛び、通行人にあたりケガをさせた。
- 灯油と間違えてガソリンを販売したため、ストーブから出火し、建物が焼失した。

●事故が起こった場合（油濁賠償・施設所有管理者賠償）

事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。

平日夜間、土日祝日の場合は、下記事故サポートセンターへご連絡ください。

【窓口：事故サポートセンター】 <受付時間>

0120-727-110

平日夜間 午後5時～翌日午前9時

土日祝日（12月31日～1月3日を含みます。） 24時間

※上記受付時間外は、損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。

●保険会社との間で問題を解決できない場合

（指定紛争解決機関）

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口：一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター】

〔ナビダイヤル〕0570-022808<通話料有料>

受付時間 平日：午前9時15分～午後5時（土・日・祝日・年末年始は休業）

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。 <http://www.sonpo.or.jp/>

■このちらしは概要を説明した簡易版パンフレットです。詳細版パンフレットは取扱代理店にご請求ください。

詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

■ご契約者と被保険者（保険の補償を受けられる方）が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載された内容をお伝えください。

■取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社との直接契約されたものとなります。

【保険契約者】

全国石油業共済協同組合連合会

〒100-0014 東京都千代田区永田町2-17-14

石油会館

TEL 03-3593-5844

ホムカ→ジ（石油広場）<http://www.zensekiren.or.jp>

※油濁賠償、施設所有管理者賠償について

【取扱代理店】株式会社ゼンセキ

〒100-0014 東京都千代田区永田町2-17-14

TEL 03-3593-5800

（受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）

【引受保険会社】損害保険ジャパン株式会社

企業営業第六部第一課

〒103-8255 東京都中央区日本橋2-2-10

TEL 03-3231-4176

（受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）

（SJ20-11711 2020/12/18）